

おとしよりの医療は老人保健で

70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上の人はみんな

昭和58年2月1日から、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上のすべてのおとしよりは、新しく生まれた老人保健法により、老人保健でお医者さんにかかることとなります。老人の医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することとなります。

老人保健でお医者に

現在、どのような医療保険(国民健康保険、職場の健康保険等)に加入していようと、医療保険に加入している人はみんな、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付は、いままで加入していた保険から支払われます。

いままでとどう違うか

◇一部負担金を支払う

いままでは老人医療費支給制度により、老人の医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することとなります。

◇健康手帳等を提示

いままでは診療を受ける際、窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、これからは市役所から交付される「健康手帳」と「医療受給者証」それに「保険証」

を提示して診療を受けます。

ねたきりの状態の人とは

- ◎国民年金の障害福祉年金受給者
- ◎身体障害者手帳を持っている人で3級以上又は4級の音声・言語、下肢障害の1号・3号・4号に該当する人。

資格の取得と手続き

こんなとき	必要書類	いつまで
70歳になったとき	保険証 鑑印	70歳の誕生日まで
昭和58年2月1日現在70歳以上の人	〃	法律施行前なるべく早く ※
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	国民年金証書 身体障害者手帳 または医師の診断書 および保険証 印鑑	寝たきりになったとき
昭和58年2月1日現在65歳以上70歳までで寝たきりの状態にある人	〃	法律施行前なるべく早く ※

※後日暮らしのためによりお知らせします。

お医者さんのかかり方

◇外来受診の場合

外来で診療を受ける場合は、一つの医療機関に1ヵ月400円の一部負担金を、最初の診療の日に支払います。これは毎月支払います。

例えば、月の終りの日に受診し、翌日の1日にも受診したというような場合は前の日も次の日も、それぞれ400円支払わなくてなりません。

◇入院の場合

入院の場合は、1日300円の一部負担金を2ヵ月間(健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は50日間)支払います。その後は、何日入院していても支払う必要はありません。ただし、いったん退院して再入院したような場合、再入院した日から2ヵ月間、また一部負担金を支払います。

医療費の支給

旅行中など「健康手帳」等を提示できなかったような場合は、一時本人が立て替え払いし、あとで市役所に請求して払い戻しをうけることとなります。ただし、いずれも市長が必要と認めた場合に限りま。

医療以外の事業

老人の病気は慢性的なものが多く、いつまでも健康を保つためには壮年時代からの健康管理が大切です。

そこで40歳以上の人を対象に、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等を行います。

◇問合せ先 市健康課 内線316

花房晴美ピアノ独奏会

12月16日(木) 開演 18:30

吉原市民会館

入場料 1,000円(当日1,200円)全席指定
(各プレイガイドで発売中)

